

令和4年第10回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年10月4日（火）午後2時00分から午後3時15分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	大澤 正幸
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第52号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第53号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第54号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第55号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第56号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第57号 特定農地貸付承認の取消について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、2番、大澤正幸委員から欠席届が提出されておりますので、 13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、5番奥村久光委員、6番若尾英夫委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局	<p>日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、売買による所有権移転2件です。</p> <p>受付番号1番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>土田地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>受付番号2番は、瀬田の方と瀬田の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>瀬田地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。</p>
佐 橋 委 員	<p>受付番号1番、土田お願いします。</p> <p>推進委員2番の佐橋から現地確認の報告をします。</p> <p>土田渡にあります農地、畑の売買となります。</p> <p>申請地の周囲は、譲受人が耕作しており、今回取得して耕作を継続されるため、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(榮)委員	<p>受付番号2番、瀬田お願いします。</p> <p>推進委員8番の奥村から現地確認の報告をします。</p> <p>瀬田3号地区にある農地の売買となります。</p> <p>譲受人の自宅前にある農地で、今回取得して耕作を継続されるため、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>【意見・質問なし】</p>
議 長	<p>意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第52号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第52号は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、1件です。</p> <p>受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一</p>

体利用して一般個人住宅を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのこと。

許可前に建築工事に着手したため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田お願いします。

佐 橋 委 員 推進委員2番の佐橋から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田小学校南の周囲が住宅地となっている場所にある土地で、登記は畑ですが、現地は農地性のない土地でした。ここに個人住宅を建築される転用申請で、許可前に工事に着手されていたため、工事を中止させ、始末書が提出されています。

上下水道共に整備されており、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

委 員 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第53号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

委 員 長 異議ないものと認め、議案第53号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号9番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

また、受付番号5番の案件が、日程第5、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第4及び日程第5を併せて説明します。

日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転13件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権の設定6件の合計20件です。

それでは、5条から順次説明します。

受付番号1番は、下恵土の方外1名と北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号2番は、関市の方と名古屋市緑区の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と御嵩町の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、自動車販売業駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、事業計画変更、受付番号1番と同時申請になりますので、併せて説明いたします。

受付番号5番は、広見の法人と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更の受付番号1番との同時申請となります。

日程第5、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件です。

事業計画変更、受付番号1番は、広見の法人と下恵土の方が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、当該地に自宅兼診療所を建築する予定で埋め立て工事まで行いましたが、他に立地条件の良い土地が見つかったため、事業を中断しました。事業承継者は、当初事業者であるクリニックの理事長であり、クリニックの駐車場が手狭になったことから、申請地を購入し、クリニックの従業員の駐車場として利用したいとのことです。

受付番号6番は、下恵土の方と北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号7番は、下恵土の方と広見の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、土田の方と美濃加茂市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号9番は、審議先送りとなっています。

受付番号10番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、夫の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号11番は、神奈川県相模原市の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権

移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号12番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号13番は、岐阜市の方外1名と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号14番は、神奈川県川崎市の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、鳩吹台地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号15番は、土田の方と香川県高松市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、建設業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、U型側溝を設置するとのことです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号16番は、矢戸の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、4区画に建築条件付きで宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックの設置と既設の石積みで防ぐとのことです。

平成 27 年 4 月頃から敷地の一部を貸駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 17 番は、矢戸の方と東京都中央区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地を一体利用して、電気機械事業工場及び事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発協議については、申請済みです。

受付番号 18 番は、塩河の方と川合の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、土留めブロックを設置するとのことです。

令和 4 年 8 月 8 日付けで農振除外されています。

受付番号 19 番は、下切の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号 20 番は、中恵土の方外 1 名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 21 番は、中恵土の方と中恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅、離れ・庭の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

令和4年4月頃から敷地の一部を住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、川合お願いします。

熊 澤 委 員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、川合梅白地内にある荒廃農地で、3棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。申請地は、隣接所有者の同意もあり、土地改良区の同意、水路管理者の排水同意もあり、雨水は土地改良区排水路、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番から7番、及び事業計画変更受付番号1番、下恵土お願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号2番から7番、及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土宮瀬地内の周囲に農地のない畑を転用して一般個人住宅を建築する申請です。

周囲に農地は無く、土地改良区の同意もあり、雨水排水は道路側溝で、問題ないと思います。

受付番号3番は、今渡南小学校東の農地に個人住宅を建築する申請です。

隣接所有者への説明も済みであり、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

受付番号4番は、受付番号3番の南側隣接地で、使用貸人は同じ方です。

自動車販売業駐車場として利用される申請となっております。

隣接所有者への説明も済みであり、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

受付番号5番は、事業計画変更受付番号1番と同時申請ですから、併せて説明いたします。

下恵土東上屋敷地内の土地で、当初事業計画者が自宅兼診療所敷地として利用する計画で埋め立て工事まで実施されています。他に立地条件の良い土地が見つかったため、計画を変更して貸駐車場として利用される計画です。

現地は、埋立てが済みであり、隣接所有者への説明も済みであり、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

受付番号6番は、下恵土、アール南側駐車場南にある農地を、4棟の分譲住宅敷地に転用する申請です。

土地改良区の同意もあり、雨水排水は土地改良区排水路で水路管理者の排水同意もあり、問題ないと思います。

受付番号7番は、下恵土沢渡地内の農地を一般個人住宅敷地にする申請です。

隣接所有者への説明も済みであり、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水

議 長 佐 橋 委 員	<p>で、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 8 番、10 番から 13 番、土田お願いします。</p> <p>推進委員 2 番の佐橋が受付番号 8 番、10 番から 13 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 8 番は、土田井ノ鼻地区の農地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>周囲は住宅で農地はありません。雨水排水先として東側道路に側溝を新しく敷設し排水先を確保されます。土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 10 番は、土田、法恩寺近くの宅地に隣接する農地を転用して、住宅を増築するための転用申請です。既存住宅敷地と一体利用されるため、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 11 番は、土田東下町地内の農地に 1 棟の分譲住宅を建築する転用申請です。</p> <p>上下水道共に整備されており、雨水は道路側溝、隣接所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 12 番は、土田下切の主要地方道土岐可児線下切中交差点北の農地を転用して、1 棟の分譲住宅を建築する転用申請です。</p> <p>周囲に農地はありませんし、雨水は北側道路側溝への排水で、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 13 番は、市道広見・土田線、名鉄の高架橋の南の農地を 3 区画に宅地分譲する農地転用申請です。</p> <p>上下水道共整備されており、雨水は自然浸透としており、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村 (久) 委 員	<p>受付番号 14 番、鳩吹台お願いします。</p> <p>農業委員 5 番の奥村が受付番号 14 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 14 番は、鳩吹台の団地内にある農地で、団地造成時に換地として取得された農地のようです。団地内の一角であり転用されても、問題ないと思います。</p>
議 長 若 尾 委 員	<p>受付番号 15 番、塩お願いします。</p> <p>農業委員 6 番の若尾が受付番号 15 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 15 番は、塩地内にある農地を隣接の事業者が、建設業資材置場として整備し利用するための転用申請です。</p> <p>隣接所有者への説明、土地改良区の同意、雨水排水は土地改良区排水路への排水で水路管理者の同意もあり、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村 (廣) 委 員	<p>受付番号 16 番、17 番、矢戸お願いします。</p> <p>推進委員 4 番の奥村が受付番号 16 番、17 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 16 番は、矢戸地内の農地を 4 区画に宅地分譲する転用申請です。東西は道路、南北は住宅敷地で周囲に農地はなく、雨水排水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 17 番は、矢戸横市川沿いの荒廃農地であった畑を電気機械事業工場及び事務所に転用する申請です。周囲に農地はありません。</p> <p>事業者は、事前に地元関係者への事業の説明会を開催しており、問題等なかったと聞いており、転用について、問題ないと思います。</p>
議 長 可 児 委 員	<p>受付番号 18 番、塩河お願いします。</p> <p>農業委員 7 番の可児が受付番号 18 番の案件について報告します。</p>

		<p>受付番号 18 番は、塩河西川地区の農地で、父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>北側隣接地は父の自宅で、西側は市道で雨水排水を側溝へ排水します。隣接者への説明、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号 19 番、下切お願いします。</p>
玉	木	<p>委員 8 番の玉木が受付番号 19 番の案件について報告します。</p>
		<p>受付番号 19 番は、下切地内にある親の所有農地の一部を使用貸借権を設定して、子が個人住宅を建築する転用申請となります。</p> <p>上下水道とも整備されており、雨水は土地改良水路への排水で、水路管理者、土地改良区の同意が得てあり、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>受付番号 20 番、21 番、中恵土お願いします。</p>
三	宅	<p>委員 9 番の三宅が受付番号 20 番、21 番の案件について報告します。</p>
		<p>受付番号 20 番は、中恵土地内の農地で 4 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>上下水道とも整備されており、雨水排水は道路側溝、隣接者への説明も済んでおり、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 21 番は、中恵土新田地内で以前に農業用倉庫として建築された倉庫を一部リフォームし、周辺農地を住宅敷地として利用するための転用申請です。</p> <p>雨水は道路側溝へ排水、隣地所有者への説明も済んでおり、問題ないと思います。</p> <p>一部農地を住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。</p>
議	長	<p>只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
栗	本	<p>委員 今月の申請案件で、浄化槽設置の案件、雨水は自然浸透との案件があるが、下水道への接続、道路側溝等への排水は出来ないのか。</p>
事	務	<p>局 申請地の整備状況により対応が違うため、申請地の状況を確認して対応しています。</p>
栗	本	<p>委員 受付番号 17 番の案件は、下水道への接続は出来ないのか。</p>
事	務	<p>局 農業集落排水処理地域のため、工場、事務所の排水は受入れできない地域であり、浄化槽設置で問題ないです。</p>
樋	口	<p>委員 受付番号 12 番の案件について、歩道橋に隣接する土地に住宅を建築される申請であり、以前歩道橋隣接地で 2 階が視かれるとの話を聞いたことがある。歩道橋に目隠し対策があるか確認をしておいた方が良いでしょう。</p>
事	務	<p>局 確認しておきます。</p>
議	長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議	長	<p>他にご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 54 号受付番号 1 番から 8 番、及び 10 番から 21 番並びに議案 55 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第 54 号受付番号 1 番から 8 番、及び 10 番から 21 番並びに</p>

議案第 55 号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きます、日程第 6、議案第 56 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 56 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は、2 件です。

受付番号 1 番は、名古屋市瑞穂区の方が所有する土田地内の畑です。

該当農地は、昭和 46 年に亡き父が住宅・工場用地として 5 条許可により取得しましたが、事業を実施しませんでした。昭和 46 年の取得以降、耕作・管理を一切行っていなかったため、山林化し現在に至るとのことです。

受付番号 2 番は、矢戸の方が所有する矢戸地内の畑です。

該当農地は、昭和 45 年頃までは、養蚕用の桑畑として使用していましたが、養蚕をやめたため、昭和 50 年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員 2 番の佐橋が、受付番号 1 番の案件について報告します。

昭和 46 年に住宅敷地として取得したが、事業を実施しないまま購入者が死亡し、相続人も一切何も行っていなかったため山林（竹林）化しており、農地性はありませんので、問題ないと思います。

議長 受付番号 2 番、矢戸お願いします。

奥村（廣）委員 推進委員 4 番の奥村が、受付番号 2 番の案件について報告します。

昭和 45 年頃まで養蚕用の桑畑として使用していたが、養蚕をやめたため昭和 50 年頃から山林原野化（竹林）しており農地性はありませんので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 56 号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 56 号は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きます、日程第 7、議案第 57 号、特定農地貸付承認の取消についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 57 号、特定農地貸付承認の取消について説明します。

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく貸付承認の取消について、公益社団法人可児市シルバー人材センターから申請のあったもの

で、当委員会にその承認を求めるものです。

申請地は、平成 25 年 11 月 25 日付けで貸付承認を受け、市民農園として運営されてきましたが、土地所有者から土地の売却の申し出があり、シルバー人材センター及び可児市が土地使用貸借契約の解除に合意したことから、本申請に至ったものです。

当該の農地の売却については、令和 3 年 12 月 6 日開催の農業委員会総会において、5 条許可相当として市に進達しています。

なお、土地の引き渡しは、令和 3 年 12 月 31 日に完了しておりますが、契約解約書の締結及び取消申請書の提出が遅れたため、今回の総会での審議となりました。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 57 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 57 号は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 9 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。(件数 9 件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 9 月届出分です。

届出はありませんでした。

農業用施設の届出書の 9 月届出分です。

届出はありませんでした。

続きまして、9 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

4 件の届出がありました。

田 9 筆 8,966.00 m² 畑 16 筆 2,889.20 m² 合計 25 筆 11,855.20 m²

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は 10 月 28 日の金曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和 4 年第 11 回農業委員会総会は、令和 4 年 11 月 2 日水曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

議長 これをもちまして、令和 4 年第 10 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。

